

# 令和5年度船橋市 消費生活モニター募集案内

## ～消費生活モニターは何をするの?～

消費者トラブルに巻き込まれない

賢い消費者を目指すために…

1. 専門家による研修会に参加していただきます。
2. 市内各種モニターとの座談会に参加していただきます。
3. 市内(外)の施設見学会に参加していただきます。



## ～消費生活モニターの応募要領は?～

1. 応募期間: 令和5年2月1日(水)～2月17日(金)  
※郵送は2月17日消印有効
2. 応募条件: 船橋市消費生活モニターを経験したことのない  
18歳以上の市民
3. 募集人数: 20人以内
4. 委嘱期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)



## ～応募方法～

1. 申込用紙にご記入での応募
2. 右記2次元コードを読み取り、オンラインで応募

※申込書郵送先

〒273-0005

船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階

船橋市消費生活センター

TEL047-423-2852

※応募で得られた情報は、消費生活モニター事業以外  
で使用いたしません



## ～謝礼～

1回の参加につき1,200円  
(年度内最大12,000円) ※交通費込み

## ～選考～

選考のうえ結果を通知します

## 令和5年度 消費生活モニター事業予定

開催年月	事業名	感想文提出事業	場所等	託児サービス	備考
5年 4月-5月	委嘱式		市役所	あり	
5月	研修会1 (消費者トラブルの現状について)	○	市役所	あり	
6月	研修会2 (船橋市の農業について)	○	市役所	あり	
8月	農業モニターとの合同座談会	○	市役所	あり	
9月	施設見学会 (船橋市農業センター) ※収穫体験あり	○	各種施設		
10月	研修会3 (相続・遺言の基礎知識について)	○	市役所	あり	
11月	研修会4 商品量目検査体験事業(計量)	○	市役所	あり	
12月	消費者講座「内容調整中」	○	市役所	あり	一般募集あり
6年 1月	消費者講座「内容調整中」	○	市役所	あり	一般募集あり
2月	研修会5 (マネープランニングについて)	○	市役所	あり	

### 注意事項

\* 予定にない事業が入ることもあります。また、予定の事業が変更になることもありますのでご了承下さい。

\* 市役所以外での事業・イベントの際には、原則託児サービスはございませんのでご了承ください。

\* 感想文の提出について

- ・ 感想文は、次回事業参加時にご提出ください。
- ・ 6年2月の研修会最終後に、「1年を振り返って」の感想文を別途提出して頂きます。